

令和6年3月27日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置の変更について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社岩村組 新潟県新発田市大手町4-3-21

変更前の措置期間及び地域

令和5年12月28日～令和6年3月27日（3ヶ月）

地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

変更後の措置期間及び地域

令和5年12月28日～令和6年4月27日（4ヶ月）

地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である(株)岩村組の元常務取締役及び元顧問は、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札に関して、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕され、また、元顧問は同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、同容疑で再逮捕されたことから、当該有資格者に対して競争参加資格停止措置を講じたところだが、その後の公判において、元顧問は上記両工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが明らかとなった。

### 3. 競争参加資格停止措置変更理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」第4条第5項に該当することから、競争参加資格停止の期間を変更するものである。

競争参加資格停止等事務処理要領 第4条第5項

(競争参加資格停止の期間の特例)

5 総務・経理本部長は、競争参加資格停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び第5条の規定による期間の範囲内で当該競争参加資格停止の期間を変更することができる。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(競売入札妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。)。ロ 一般役員等	発生地域については逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他の地域については逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上